

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境調査会記録

平成 26 年 8 月 6 日(水)
 全 員 協 議 会 室
 9 時 57 分 ～12 時 10 分

【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
 澁谷委員、西村委員

【委員外議員】 串崎議員、小川議員、野藤議員、笹田議員、佐々木議員、西田議員
 江角議員、牛尾博美議員

【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
 河上地域医療対策課長、中田高齢障がい課長、夫島子育て支援課長
 川崎市民生活部長、久保田市民生活部次長（医療保険課長）
 村瀧総合窓口課長、原田環境課長
 山本上下水道部長、古城上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
 坂田下水道課長
 吉永金城支所長、山田市民福祉課長
 岩谷旭支所長、渡邊市民福祉課長
 田中弥栄支所長、長見市民福祉課長
 横田三隅支所長、夫田市民福祉課長

【事務局】 外浦書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 2 ワクチン（水痘・成人用肺炎球菌）の定期接種化について
- (2) 介護保険制度の改正について
- (3) 「浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業」実施について
- (4) 証明書コンビニ交付事業について
- (5) 市指定ごみ袋の簡素化中止について
- (6) 水道料金改定の検討状況について
- (7) その他

2 その他

- ・重要案件の意見交換会について（浜田市のごみ分別について）
- ・行政視察報告書について

【議事等の経過】

[9時57分 開議]

芦谷委員長

おはようございます。福祉環境調査会を開きたいと思います。今日は柳楽委員が体調不良で欠席です。早速議題に沿って進めます。

1 執行部報告事項

(1) 2 ワクチン（水痘・成人用肺炎球菌）の定期接種化について

議題1 (1) について、地域医療対策課長。

地域医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑がありますか。道下委員。

道下委員

聞き逃したのでしょうか、予算は国の方からですか。

芦谷委員長

地域医療対策課長。

地域医療対策課長

これは交付税措置にはなるのですが、一応市から一旦は持ち出しという形になります。交付税措置ですので市の単費で、9月の補正で対応します。

芦谷委員長

道下委員。

道下委員

それと、成人用肺炎球菌とは何ですか。

芦谷委員長

地域医療対策課長。

地域医療対策課長

肺炎球菌という細菌があり、弱っておられる高齢者にそういう菌が入ると気管支炎や肺炎になりやすい、敗血症などの重い症状を起こす危険性があるというので、それを防ぐための予防注射です。

芦谷委員長

道下委員。

道下委員

もう1点ほど。この自己負担が県下8市を勘案して3,000円に設定したとのことで、県下8市はどのような流れなのですか。

芦谷委員長

地域医療対策課長。

地域医療対策課長

先ほど言ったように法改正があり一斉にスタートなので、各市ともまだ現段階では案というところではありますが、ほとんどの所が3,000円、2市ほど2,500円という形になっています。

道下委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題にうつります。

(2) 介護保険制度の改正について

(2) について、高齢障がい課長。

高齢障がい課長
芦谷委員長
道下委員

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わりました。委員から質問がありますか。道下委員。

3 ページの図に在宅医療連携拠点機能と書いてありますが、この在宅医療というのが地域包括ケアシステムの1つの大きな根拠と言うか、広げていかねばならないと私は思うのですが。この辺の考え方も今回の新しい施策と関係は、連動はしているのですか。それともそれは別件なのですか。

芦谷委員長
地域医療対策課長

地域医療対策課長。

在宅医療ももちろん連携を推進しています。浜田市においては在宅医療の連携推進事業という事業を県から補助をもらって昨年度の途中から始めたのですが、今年度は本格的に、これで言いますと医療と介護の連携もですが、4 ページの認知症対策も絡めようということで、認知症ネットワークが既にあったのでそれを中心に、一方で認知症対策から見た在宅医療の推進というところで、医師会の先生を中心に色々な職種の方が顔を合わせて色々なことを言いあえる会議を開催したり、そういうのをする一方で、6 ページにあるように生活支援サービスの充実という観点から、今度はうちの健康推進係の保健師が中心になって、浜田市にあるこういったサービスや高齢者に関係のある財産といったものを、いま全部洗い出しをして、どこにどういったものがあるかというのを今年度中に何か冊子にするというような作業も同時進行でやっています。そういったところでうちとしては、在宅医療をしていただくのは各病院や診療所の先生方なので、うちの方からこれをしなさいと言うわけにはいかないのですが、そういう在宅医療をやっておられる先生方のネットワークを広げたり、それを介護に結びつけたり、そういったことを今やっているところです。

芦谷委員長
道下委員

道下委員。

説明をいただきましたが、根本であるこの在宅医療というのが浜田市で100%充足しているとはとても思わないのですが。先生が少ない、先生も自分の施設で忙しいというような話をよく聞くのですが、その辺はどのように把握されていますか。

芦谷委員長
地域医療対策課長

地域医療対策課長。

どの先生もやはり自分のかかりつけの患者さんについて何か急変等があれば駆けつけたり、そういったご努力はされていると思います。しかし確かにマンパワーの不足、看護師さんの不足等で365日24時

間ずっとというのはもちろん無理なことなので、どうしても在宅医療になかなか踏み込めない実態はあると思いますが、その辺りのことも市として連携して出来ないかとか、そういったところをまた考えていきたいとは思っています。

道下委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

1つ、2つ質問したいのですが。例えば7ページの訪問介護、通所介護について、地域支援事業に移行していくという中で、例えば既存の訪問介護事業所による身体介護、生活援助の訪問介護、それからその3つ下の、既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護については、専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供ということになっているのですが、これは例えば財政的な面で言うと5、6%上がっていくものを3、4%に抑えていくというのが示されているわけで、いわゆる今の介護報酬的な側面を見た場合、国はどういうものを財政的措置として考えているのか。従来のものでいくということなのか。単価の設定について今のものでいくという考えなのか、新たに示しますよという考え方なのか。

もう1つはこの前も聞いたことなのですが、いずれにしても生活支援的なサービスの提供についてはNPOに頼るわけですね。そうすると果たして受け皿があるのかという点で言うと非常に心許ない気がしてならないのです。時間的な余裕もそんなにあるわけではないし。この前、山梨県の北杜市にお邪魔してこういったことについても聞きましたが、北杜市は認定率が11%ぐらいだったのす。浜田圏域の半分以下の状況の中でどうですかと訊いたら、「いやそれが不安でならない」とおっしゃっていました。そういった先進県でも担当者の方に言わせると、受け皿が果たしてあるのかどうなのかという点で考えると、夜も寝られないくらい心配でならないということをおっしゃっていて。私もその点が気がかりではないかということがあるので、果たして、生産と言うのか、そういった受け皿を作りだしていくという意味でのイメージ的なものがあるのかなど。これは責めるのではなくて、この法自体の抱える本質的な弱点だと思います。その2点についてお願いします。

芦谷委員長

高齢障がい課長。

高齢障がい課長

まず1点目の財政的などころは、9ページにて考え方だけをお示し

しております。飽くまでも国の場合の説明ですけれど、自然増が5、6%のところを、後期高齢者の伸び率3、4%程度に、予算の総額とすれば2ポイントずつぐらい圧縮したものを、今後の新しい総合事業の財源とするということを、総枠として国は考えているだけで、先ほどのようなご質問の、ではこれが給付ベース、まあ給付ベースですから国が要支援1・2の人にデイやヘルパーをサービス提供したら単価いくらというのが国の法律で決まっていますが、それが今度は市町村事業に降りるということは、市町村が独自に単価もそれぞれ設定しなければならない。それについていくら程度、どういうサービスを提供したらいくら程度というようなガイドライン的なものを示す意向は、今のところ国には無いようです。ですから議員は心配とおっしゃっていましたが私もとても心配しております。これを、どう言いますか、今までは普通の大きな事業というのは国が法律なり要綱なり告示なりで一定の基準を示したものに従ってやっていけば良かったところを、それぞれの自治体が実情に応じてサービス内容や単価設定までするのだとなっているので、どのように定めれば良いかは今後の研究ということになります。時間が無いというのはご指摘のとおりでありまして。法施行は27年度からの施行を求めている、30年度に本施行なので伸ばしても29年度の4月までには、どの自治体もそれが全て整っていないということになります。

受け皿作りの話ですが、先ほどおっしゃったようにこの圏域の要介護認定率は24%で、県内でも一番高い。ではその人たちに対して今までの既存のサービス以外の諸々の多様なサービス体系というふうに、綺麗に書いておりますが、それをどのように開発する、掘り起こしをすれば良いのかというところは、私たちもどのような…例えば内部組織のことも含めてすれば、27は無理にしても28なり29までの間に、きっちり説明が出来る程度の受け皿の体制を作れるのかというのは非常に心配しております。情報収集をしているところですが、正味のところ、今の既存の課や係の体制で、それぞれルーチンワークを持っていますので、それで本当に抜本的な受け皿作りの掘り起こしなり構築をどのようにすれば良いかというのは、実は非常に悩みどころで、今一生懸命検討しています。お答えにならずすみません。

西村委員。

非常に苦労しておられるなと思うのですが、1つだけ再確認をした

芦谷委員長
西村委員

いのですが、現在のこの予防給付事業について地域支援事業に移ると
いうことだけでも、結局身体介護やら機能訓練等については今の事業
所が多分受けるような、イメージ図でいってもそういうことになって
いますよね。そうすると、事業者としての収入の面、今は単価で決め
られたものが入ってくるということだろうと思うのですが、だけど新
制度に移行すればそうじゃないわけでしょう。そうなれば絶対に今ま
でよりも下がってくるわけです、常識的に考えれば。そうすると事業
者としてはやってられない、受けていられないということに、なって
当たり前だと思います。その辺を国がどのように考えているのかなど。
これでは、今の説明では、読みとれないのです。国がどのように整理
しているというか、考え方を示しているのか。分からなければ分から
ないで結構ですけど。

芦谷委員長

高齢障がい課長。

高齢障がい課長

実は昨日、説明会がありました。そういうところまでは触れても
らえませんでした。ご心配のとおり、要支援1・2の人に対するデイ
とヘルパーのサービス提供、その事業所の占める割合というのは、お
っしゃるとおり施設によって違いますが、十数%、多い所は20%です
とか、要支援の人に対するサービスが占めているのが実情です。考え
方とすればこれは市が決めることですが、先ほどおっしゃったように、
要支援1・2で新しい総合事業に移っても依然として専門的サービスを
を必要とする人、どうやって選ぶかというのは色々難しいところがあ
りますが、それについては既存の単価程度でサービスを提供すること
になりますし、それ以外のもっと簡易な生活支援程度で済む方に対す
るサービスについては別に作り、それを今の既存の事業体をお願いす
る部分もありましょうし、新たに開発することになる多様なサービス
の実施主体の方に受けてもらうということに分かれることになると思
います。議員がご心配になっていた、現在の在宅系のサービス、ヘル
パーやデイ等を受けてもらっている事業所の、専門的サービスを必要
とする人に対する部分以外については、単純に考えると収入減になる
という構図になります。それを今どう解決するのかというのは、国も
それについては言及しませんし、市町村が今から考えることになると
思います。

芦谷委員長

他にありませんか。道下委員。

道下委員

専門的なサービスは専門的な人でないと。その以外の、要介護にな

らないようなことを実施していくのだという時に、ここにもありますNPOや民間事業者色々ありますが、新たな多様な団体と先ほどおっしゃったが、そういうのを今からどんどん立ちあげていかれるところをフォローしていくというふうに理解したのですが、その辺りどうなのですか。

芦谷委員長

高齡障がい課長。

高齡障がい課長

そういうことになると思います。では具体的にどういう所に働きかけて、どういう掘り起こしをするのかという判断は難しいところですが。例えば、シルバー人材センターですとか、高齡者クラブ、インフォーマル的な組織も含めて諸々の団体がありますが、そういうところに受け皿としてそういう生活支援が出来るような体制を取ってもらうように今からそういう制度を構築しろということになっています。

芦谷委員長

道下委員。

道下委員

このNPOというのは既存の…浜田にはどうなのですか。他市にはあるのですか。要支援1・2をフォローするようなNPO団体は発足しているのですか。

芦谷委員長

高齡障がい課長。

高齡障がい課長

すみません、NPOが今どの程度認可されているかは、正直なところ承知していません。この受け皿となることを目的としたNPOというのは、これは新しい考え方ですので、今から作るものだと思っています。

道下委員

既存は無いのね。

高齡障がい課長

はい。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題にうつります。

(3) 「浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業」実施について

(3) について、高齡障がい課長。

高齡障がい課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問がありますか。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題にうつります。

(4) 証明書コンビニ交付事業について

総合窓口課長
芦谷委員長
足立委員

(4) について、総合窓口課長。
(以下、資料をもとに説明)
説明が終わりました。委員から質問がありますか。足立委員。
証明内容で3つ、住民票、印鑑証明書、所得課税証明書がありますが、これは通常の諸証明発行業務の中でどの程度のウェイトを占めているものでしょうか。

芦谷委員長
総合窓口課長
芦谷委員長
足立委員

総合窓口課長。
平成25年度実績で7.33%となっています。
足立委員。
言い方が悪かったです。すみません。通常業務の中で、この機械も窓口も合わせた中で、3つの証明書発行の占めるウェイトはどのくらいあるのかなと思って。

芦谷委員長
総合窓口課長

総合窓口課長。
3つの証明書ですが、件数としては55164件発行しています。そのうちの窓口発行が51123件、自動交付機の利用が4041件となっています。

芦谷委員長
足立委員

足立委員。
多分今まで市役所本庁で1基機械があっただけだったと思いますが、言ってみれば一気に15箇所、それも市内各地に広がっていくということで、通常の窓口業務の中では相当件数が落ちるのではないかなと。窓口で発行する業務自体が落ちていくのではないかと思います。そうすると窓口の人員というのも、現在の体制ほどには必要ないのかなと。人員削減等も出来るのではないかと思います。その辺りは総合窓口課として、初年度いきなりは無理だと思いますが、来年度以降の人員削減等のことについてはどのようにお考えか、ちょっとうかがいたいと思います。

芦谷委員長
総合窓口課長

総合窓口課長。
自動交付機が入って窓口の件数がこれだけ確かに減っているということです。人員としては現在、公用請求等を、本庁でなかなか仕事が出来てないところがあり、支所の方に順番でお願いしているような実態があります。平成27年4月からは支所が20人体制ということもあってそういうお願いも出来かねるので、支所をお願いしている部分を本庁でこなしていかなければならないということもあり、自動交付機

からコンビニ交付ということで利用していただくための措置はやってまいりますが、なかなか人員削減というところにはまだまだこれからの様子見ではないかと思っています。

芦谷委員長

平石委員。

平石委員

コンビニを使うということになると、どうしても住基カードの普及が進まないとなかなか市民サービスの普及には繋がらないと思いますが、今どのくらいの普及率で、今後住基カード普及を進めるためにどのようなことを考えておられるか教えてください。

芦谷委員長

総合窓口課長。

総合窓口課長

平成 25 年度末のところで住基カードの交付枚数は 11453 枚。そのうち有効枚数は 9854 枚です。住基カードの交付率は 17.05%となっています。その中で、自動交付機を使っていただくためには自動交付機能というのを搭載する必要があるのですが、それを搭載していただいている枚数が 8443 枚となります。搭載カードの普及率は 12.57%ということとなります。いま議員がおっしゃったように住基カードを利用しているのコンビニ交付ということになりますので、住基カードの普及が大前提です。これまでも浜田市は住基カードを普及させるために住基カードの無料化、また、窓口交付の手数料は 300 円ですが自動交付機利用での手数料は 200 円ということで利用を図ってきたところです。以前、22 年度までのところで国の事業等を活用して住基カードの交付率を上げるためにやってまいりました。浜田市は先ほど言いました 17.05%というのは、先進的な市である出雲市が 20.16%、松江市さんが 5.79%、大田市が 5.23%等、浜田市はかなり率が高いところです。今後コンビニでの証明書発行ということで住基カードの普及を目指すべきではありますが、お客様に対してはカードが必要だということは周知していかなければいけないと思っていますが、前回やったような、例えばイベント会場へ行ってカードを作ってもらおうよう呼び掛けたりといったことをやっていたことが、平成 28 年 1 月のマイナンバーカードがスタートします。1 年の間の出来事となってしまうので、先ほど言いました 1 万枚以上の住基カードが出ていますが、今度はマイナンバーカードに移行していただく必要がありますので、現在のところは住基カードの積極的な啓蒙活動は行わないと考えております。

芦谷委員長

平石委員。

平石委員

そのことが気になっていて。昨日ちょうど番号制度に関する議員研修会があって、その辺の兼ね合いがどうなのかなと思って。国がどんどん進めようとしているというところで、島根県内はあまり進んでないというようなことも勉強して帰ったところなので、その辺のところをお聞かせいただいたということで、進めていってもらいたい。マイナンバー制度の方もどんどん進めていかないと国の方からまた補助が下りてくるようなこともあるみたいなので、その辺も充分勉強して進めていただきたいと思います。

芦谷委員長

他にありませんか。澁谷委員。

澁谷委員

8番目に初期導入費用とメンテナンス費用が書いてあって、2番の事業効果の中に、専用機器の設置が不要となり保守及びシステム改修費用が軽減されるというような説明の…整合性がちょっと分かりにくいのですが。

芦谷委員長

総合窓口課長。

総合窓口課長

2番目の「専用機器の設置が不要となり」というところは、現在本庁1階に自動交付機として端末等が設置してありますが、その機器が不要となるということになります。下の導入経費・保守料ですが、それはサーバー等の、情報政策課にサーバー室がありますが、あそこのハード機器は必要となりますので、その機器とソフトウェアとシステム経費と保守料ということになります。

芦谷委員長

澁谷委員。

澁谷委員

市民の利便性が高まるということは分かりましたが、これを通してコストパフォーマンス、コストの削減効果というのはどのような認識になっているのかお尋ねします。

芦谷委員長

総合窓口課長。

総合窓口課長

ここの「専用機器の設置が不要となり保守及びシステム改修費用が軽減される」という点ですが、これは今ある自動交付機1台からコンビニ交付に移行した経費を比較対照して、コンビニ交付を導入することに決したのですが、その時の経費の比較の中で金額が少なくなったということです。

澁谷委員

良いです、また聞きに行きましょう。

芦谷委員長

他にありませんか。医療保険課長。

医療保険課長

確かな金額は覚えていないのですが、平成24年に住基法の改正があり、外国人登録法が無くなって住基法と一緒にあったことがありま

すが、その時に自動交付機の改修費用が1千万円を超えておりました。今後それぞれのこういった、制度改正があるたびに自動交付機の改修費用が必要になることとなりますが、もしコンビニ交付にしますと基幹システムのみで済むということで、15台の機械があってもそれぞれの改修費用は市が持つ必要が無いこととか。そういった意味ではここに書いてありますようなシステム改修費用が軽減されるということはあるのではないかと考えています。

芦谷委員長

良いですか、はい。西村委員。

西村委員

事業効果の1番目に市民の利便性が高まると書いてありますよね。それが主目的だと思います。そういう視点で考えると、経費削減の意味ではよく分かるのですが本庁に設置している交付機を撤去するというのは、ワンストップサービスの側面から見ても不味いのではないかと。肝心要の市役所本庁に交付機が無いということは、市民の利用の点から考えれば費用削減的には良いかもしれないが、主たる目的のサービスの側面から見た時には不味いと思いますが、その点どのように検討されたのか。

芦谷委員長

総合窓口課長。

総合窓口課長

本庁に1台ある自動交付機を、1台が15箇所場所で発行することが出来るということで市民の利便性が上がったと考えています。市役所に来ていただかなくても身近な所で取っていただけたらと考えています。

芦谷委員長

市民生活部長。

市民生活部長

いま議員がご指摘になった点で、市役所には色々な用事で来られますので、交付機でも取れるし、取った書類でもって他の窓口申請するとか、そういう兼ね合いがあるので市役所にあった方が良いのではないかと、というご指摘ではないかと思えます。それはごもっともだと思います。ただこのコンビニ交付というのは過去色々な経緯があって。もともとは時間外や日曜日等、市役所が閉庁していますから、そういう時にこういう証明が欲しいのに取れなかったという時代がありまして、それを日曜窓口を開くことによって証明を取っていただけるようにしたというのが始まりです。それからその機能を自動交付機に置き換えていった。そして今度、現在の自動交付機というのが保守期限一杯であり、更新するとなると多額の費用がかかるということがあったのが、このコンビニ交付を利用出来ないかとなったきっかけです。従

って一番重点を置いているのが、時間外や休日にも、特定のサービスではありますが市民の皆さんにご利用いただけるように現在なので、そういうことが維持できて、かつ受け取る箇所数も増える、それらが第一の眼目です。ですから議員がおっしゃるように本庁舎内に交付機があるに越したことは無いのですが、市役所の近隣にも出せるコンビニがありますので、その所は何かご理解願えないかなと思うところです。

芦谷委員長

西村委員。

西村委員

言われたことはよく分かります。だけど市民感情として何だと。100円余計に出せば交付はしてもらえるわけですが、あまり感情的に良くは受け止められないのではないかと私は思います。サービス低下じゃないかというような感情を持たれることは、トータル的に見た時に果たしてどうかなという点が引っ掛かったので質問させていただきました。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

ではここで暫時休憩します。あの時計で11時15分に再開します。

[11時05分 休憩]

[11時15分 再開]

(5) 市指定ごみ袋の簡素化中止について

芦谷委員長

それでは再開します。(5)について、環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問がありますか。足立委員。

足立委員

市指定ごみ袋簡素化中止について。中止ということは広報等でまた市民全体にお知らせされるという認識でよろしいでしょうか。

芦谷委員長

環境課長。

環境課長

先月こういった答申をいただきましたが、今現在皆さまに周知というのをまだ検討している段階です。広報やホームページ等も利用して今後周知をしたいと思っておりますが、やはり混乱を招いてもいけないので、その辺も踏まえて慎重に対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

芦谷委員長
足立委員

足立委員。

中には市民からの意見集約をあたる段階で、声はそんなに多くはないですが、いつから変わるんだと。変わることが決定事項のように認識されている方も中にはいらっしゃいますので、そういったことを考えた場合、やはり広報で早い段階で、まあ10月号になるかもしれませんが、そういった段階で現状のとおり進めると、ごみ袋に関してはそういう方向でということは周知をお願いしたいと思います。

芦谷委員長
環境課長

環境課長。

ありがとうございます。先ほど言われた議員の意見ですが、充分このことも踏まえて。以前ごみ袋の混乱が色々ありましたが、そういったことが無いように充分周知の方法を検討して実施したいと思いますので、よろしくをお願いします。

芦谷委員長
道下委員

他にありませんか。道下委員。

すみません勉強不足で。浜田市がこの5色に色分けしたのが5年前でしたか。県内8市はどのように色分けしていますか、ざっくりで良いので教えていただければと思います。

芦谷委員長
環境課長

環境課長。

前回審議会の際に県内他市の状況を把握しています。概要で説明させていただきますが、近隣で言うと江津市さんは1種3サイズとなっています。松江市さんは3種10サイズ。出雲市さんは4種9サイズ。ざっとこのような状況になっています。今回、袋の検討を色々しましたが、特にリサイクル物についてはプラや不燃物、ビン等、出す物によって袋の厚みが微妙に違っていて単価が変動するということもあり、委員さんの中からも厳しいご指摘があった状況です。

芦谷委員長
道下委員

道下委員。

江津、松江、出雲市の状況を知らせていただきましたが、現状は浜田市この5種でやっていますよね。2つにした方が良かったのですが、5つの場合のこれはという問題点、何が一番問題ですか。

芦谷委員長
環境課長

環境課長。

市民の方々が袋を購入されますが、5種類あるということは別々の袋を買うことになってきますが、非常に金額もかさむということ。それと家に5種類の袋の在庫を抱えておかなければならないということがありまして。例えば江津市さんで言うと1種類ですが、不燃や燃えるごみとか、袋にチェックをして2種類を兼ねて使っておられる状況です。

市民の方々がたくさん袋を抱えられるという点については非常に問題はありますが、やはり浜田市においては現在の5色を利用することによって、お年寄りの方とかにとっては取扱いが非常に容易であるという意見が多かったところです。

芦谷委員長
西村委員

はい。他にありませんか。西村委員。

そもそも論というか私の認識が薄かったものでお尋ねするのですが。この袋の統合、ペットプラと缶とびんという物を統合しようという、あるいはそれを検討するという事で諮問されたわけですが、そもそも何故というか、その目的というか背景というか、それが私は今一つピンときてないので。そもそもどうだったのかというところでお答えいただきたいなど。

芦谷委員長
環境課長

環境課長。

市長がこちらにお帰りになり市長になられて、その際色んな市民の方からも多少そういった声があつて。結局浜田市は非常にごみの種類が多い。例えば都会の方ですと指定ごみ袋が無い都市もありますし、また袋の種類も1種類しか無いという自治体もございます。これは全国的には、各自治体で袋の種類だとかいったものを定めて収集をしているわけですが、浜田市の場合、ごみステーションを利用して後々きちんと出していただくという流れになってはいますが、今回市長が言われたこともあります、例えばリサイクルにしてもびん、プラ、そういった物を出す上で、1つの袋であれば結局ただ中身が違うだけなのだから袋は数少なくても良いのではないかということもあつて、市民の方から色々そういう意見があつたということで、今回の元気な浜田の重点施策の中に盛り込まれたという経緯があると思います。

芦谷委員長
西村委員

西村委員。

ここにわざとアスタリスクで、ペット・プラ・缶・びんを統合すると書いてあるので、そこを聞いたかったのですよ。逆に言うとその他のごみは今のままで良いという考え方ではないかなと受け止めたので。どうしてこの4種類というか、いま言ったごみを統合しなければいけないのか、そういう考えに至るのかということがよく分からなかったです。

芦谷委員長
環境課長

環境課長。

最初に少し申し上げましたが、市民の方々が袋を購入されて5色のものをご自宅の方へ保管されて、その都度カレンダーの指定日に従っ

て出されるわけですが、そういった中で種類が多いということで。例えば今の5種類の物を3種類にしたら出来るのではないかというようなことで、当初このことの検討に入ったわけです。

芦谷委員長
市民生活部長

市民生活部長。

少し補足させていただきますが、最初にそういう、ごみ袋の種類が多すぎるので簡素化して、先ほどから課長が言っていますように市民の皆さんがあらかじめ袋を用意しなければいけないとか、在庫を持ってないといけないとか、そうした負担を減らしてあげられないかというのが市長の思いです。審議をしている中で、色分けしたりしている現在のやり方は平成16年からしていると思うのですが、10年近く経ちまして、ごみはこのように分けるのだというのは浜田市民の方はおおよそ理解をしておられると思います。ただそうなってくると、理解していただいているのであれば、缶とかペット等の資源物は処理場が1ヶ所ですので袋を1つにして種別を変えて出していただければ上手くいくのではないかという考えでもって、審議会の中で相談させていただきました。ところが、やはり材質が異なる物を1つの袋で処理しようとする、どうしても重たい物に強度を合わせなければならない。そうすると袋の単価が高くなるということがあります。それともう1つは、江津でやっておられるような、1つの袋にチェックをして今日はびんの日、今日は缶の日みたいな形でやるのが本当に出来るのかなということ。それが出来ないとすれば資源物が混在してしまう。そうしたことがあるので、審議経過の中では、基本的には可燃と不燃は別が良いだろう。資源物が3種類あるけれど、これについて1本化して、ごみ袋を3種類くらいに出来ないかということをご相談いただいたのですが、前後しましたけど、資源物については先ほど申したようなことがあり、現在カレンダーと連動して色分けする中で仕分けしていただいているのが定着しているのであれば、1本化してコストが高くなって、しかも分別に心配が残るということであれば、それを無理してやる必要は無いのではないかということで、最終的には意見がまとまったということです。

芦谷委員長
西村委員

西村委員。

非常によく分かりましたけども、これは私だけの認識かもしれませんが、そこまでの認識に至ってなかったです私は。要するに、袋を統合するということは最終的にごみも統合してしまうのだと。実はそう

じゃないのですよね。最終的には仮に袋を統合しても処分場は同じなので分けていこうというところが、私は非常によく理解出来たのですが、これまではその辺が私の中で非常に曖昧だった。責任を被せるつもりはないのですが、そういうきちんとした説明は、私は今回初めて聞いた気がしたので、一応そのことだけ申し上げて。いや説明したはずだと言われるかもしれませんが。

芦谷委員長
澁谷委員

答弁はいいですね。他にありませんか。澁谷委員。

私は正直、このレジュメの簡素化中止というのを見て自分の目を疑いました。これはあってはならないことではないかと僕は感じて、市民生活部長にもすぐお伝えしたのだけど。これは市長のロードマップの14番目に書いてある大項目ですよ。それが僅か半年も経たない内に中止になると。文章を読むと「慎重に検討いただきたい」という答申にも関わらず、すぐ中止というのがここの調査会に出てくるといことは、市長のロードマップの信用力の喪失だと私は思うのだけど、その点に対しての担当部の認識はどうだったのか。まずお尋ねします。

芦谷委員長
市民生活部長

市民生活部長。

おっしゃるようにロードマップに掲げた項目ですので非常に重要な案件だと思っています。市長も一番の目的が、高齢者が多い浜田市民の経済的にもそれ以外の部分でも負担の軽減をしたいのだという強い気持ちで、こうしたことが出来ないかと強く望まれたわけでして。我々としても審議会にかける時には、先ほど申しましたが、分別が一定程度定着しているからそれを土台として袋を統合出来ないかという思いで、もちろん審議会にもご検討を願ったわけです。ところが逆に高齢者が多いから袋を変更したりすることは、以前も非常に混乱がありました。混乱を招くことに繋がるので慎重にやって欲しいという意見が大半を占めたので、そのことを市長にお伝えしたところ、そういうお考えの人が大多数であるならこのことは今回は止めようとおっしゃったので、今回報告することにしたわけです。

それと、このものがロードマップにも書いてありますが、仮にこれを実現して来年度から袋を統合して簡素化することになると、そのものの結論は夏場ぐらいまでのところではっきりした方針決定がされていないと。段取りから言うと9月に補正予算をお願いして新しい袋を用意して、4月までの間に周知を図りながら袋を店頭に間に合うようにする、あるいは指導員さん等に色んな説明をさせてもらう、そうし

た期間がどうしても半年ぐらい必要なもので、そうした意味で夏場ぐら
いまでのところで一定の方向性を出さないといけないのではないかと
いうことで、ロードマップ上のスケジュールリングもそのようにしてい
ます。それで4月から毎月1回、間を詰めて急いで検討をしていただ
いて、やるべきかやらざるべきかというところの結論をいただいたわ
けです。このことをすることによって、今まで当たり前に考えていた
現在の袋の使い方や分別のあり方といったものを、また色々ご意見ご
ざいまして。現時点で形になるものはありませんが、来年度はごみ処
理基本計画の見直しをする年でもあるので、今回審議していただいて
色んな意見があったこととか、今後の中でより良い形でごみ処理が出
来ないかということについては、引き続き来年度ももう一度考えるつ
もりでいます。今回は大変残念ですが、やはりそうした経緯があって。
市民の間に混乱が起きることになってはいけないということで市長も
中止の決断をされたということです。よろしくお願いします。

芦谷委員長
澁谷委員

澁谷委員。

僕は部長の説明さっぱり分からないですよ。担当部には戦略と戦術
があったのだらうかと思うわけですよ。そのスケジュールは袋を変え
る前提のスケジュールでしょう。変えなかった時はどういう戦術に持
っていくのかということが全然考えられていないじゃないですか。市
長のこの発言って出回っているのですよ、ホームページにもアップさ
れているし。それは、このとおりになるかどうかは分からないけども、
簡単に中止にして。それならその前に、市長がこれを載せられる時に
担当部に相談されたでしょう、やろうと思うがと。でもこれはここの
問題ですからこの項目から外してもらいたいとか、何か無かったのだ
ですか。環境問題に対応することの中のごみ袋というか、何項目かの1
つならまだ、市長のロードマップの権威を失墜することにならないと
思うのだけど。市長が考えてそれはそれで良いということになるのか
なと思うのです。他の項目も皆中止ですということに（なったとした
ら）議会は認めても良いのかなと。あれほど本会議の壇上で、市政方
針の中からこれも発表されて。これ説明を受けましたよ市長から。議
員は全員。それが僅か…そりゃ1年検討したけどというならまだしも、
半年も経ってない。ことは重大だと思うのですよね。

芦谷委員長
市民生活部長

市民生活部長。

なかなかご納得いただける答弁は難しいかもしれませんが。最

初にこうしたことをやりたいということで、当然私らも話し合いをしました。1番は先ほども出てきましたが、江津市が1つの袋でやっていますよね、可燃ごみはエコクリーンセンターで共同処理しますから、やはりそうした、他所で出来ている自治体があるのなら、ましてや共同処理もしているのだから、出来ないことはないのではないかとと言われて。理論上は確かにそうなのです。ただ、我々が今の袋の種類にしてきただとか時間的な経緯があるわけで。リサイクルの推進がどんどん図られてくる中でこうした方法を選んできたわけで。それを市民にもご理解いただいて今の形に定着した流れがあるわけです。江津は資源物の集め方なんかも違いますし、そうしたことも市長に申し上げました。そうした違いはもちろんあるし今までの経緯もあるので、浜田は浜田のやり方、江津は江津のやり方があるのですよというお話をしたのですが、やはり一番は袋をたくさん用意しなければいけないことが市民に負担をかけているから、その部分について何とかしたいのだということ強く希望されまして。当然そういう打合せなりヒアリング的なことはしていますが、やる方向で検討して欲しいという結論に至りましたのでロードマップに上げさせてもらったわけです。その後の経過については先ほど申し上げたように、一定の結論を得ないと物事が前に進みませんので、一応半年間のところでどうするかを決めようということでスケジュールにもさせていただいたところでございます。

芦谷委員長

良いですか。他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題にうつります。

(6) 水道料金改定の検討状況について

(6) について、上下水道部長。

上下水道部長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問がありますか。道下委員。

道下委員

1点ほど。今後の検討事項の更なる経費削減の民間委託について、10万人以下の規模だと1.5倍以上の経費がかかりますよという説明を受けたのですが納得しかねるわけですが。中身が何故そのようになるのですか、少して良いから説明を受けたいのですが。

芦谷委員長

上下水道部長。

上下水道部長

スケールメリットと言いますか。10万人以下ですと料金収入も当然知れていますし給水人口も知れていますし、その中で民間企業として旨みが無いということだろうと思います。中国管内で見ても、実際に民間委託されているのは15万とか20万とかいった都市ばかりでして、島根県内で言うと松江市が、浄水場ではないですがお客様窓口センターということで受付業務から徴収業務をやっていますが、そちらにも問い合わせをする中で、では浜田の場合はどうなのかといった検討も行いましたが、現段階の中ではまだ直営の方が安いといった状況にございまして、今段階では民間委託をするメリットは無い状況ですが、それぞれの事業所がいくつか受託する中でもう少し経費が抑えられるのであれば、それはまた検討の余地があるかと思いますが、なかなか現段階ではペイしない状況です。

芦谷委員長
道下委員

道下委員。

浜田市が市町村合併で広域になりましたね。その辺とは全く関係無いですか、多少関係ありますか。

芦谷委員長
上下水道部長

上下水道部長。

関係あります。要するに浜田市は範囲が広すぎる。人口集積が少ない。民間委託が可能なのはコンパクトで、ある程度の人口がある所なので。そうすると人件費がかからないといったことからペイ出来るのですが、浜田市の場合あまりにも広すぎて効率が悪いといったことから、現段階では民間委託しても経費的メリットは少ないということになろうかと思えます。

道下委員
芦谷委員長

はい分かりました。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題にうつります。

(7) その他

(7) について、執行部から報告事項はありますでしょうか。無いですか。

(「ありません」という声あり)

では次へ進みます。

2. その他

・重要案件の意見交換会について（浜田市のごみ分別について）

芦谷委員長

議題2のその他、重要案件の意見交換会について、浜田市のごみ分別についてですが、これについてはお手元の資料が次のページにあります。これは去る7月15日に島根県西部地区資源化事業協同組合から、重要案件の意見交換会申込書が提出されました。これについて8月4日の議運で議論して、最終的には当該福祉環境委員会で議論をするということでした。従って今日は細部についてご検討賜りたいと思います。この件について担当から何か意見がありましたら。

(「ありません」という声あり)

では執行部の方はこれで結構でございますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。委員の方は引き続き議論しますのでお願ひします。

(執行部退室)

これについては議会報告会で提示した例示から外れるわけですが、この間の議運では、市民団体等からあった場合には応じようということで、決定されました。その具体的扱いについては当該福祉環境委員会で議論決定して欲しいということでしたのでお願ひします。

澁谷委員

何を話し合うのですか。日にちを決めるのですか。

芦谷委員長

日にちと、それから当日の役割分担とか、そういうことです。それから、他の議員や市民の傍聴だとか。私とすれば議運のメンバーでもありますし、一応これについては初めての案件ですので受けようというつもりで今日のこの調査会に臨んでおりますが、委員からもし意見や異論があればお願ひします。

(「なし」という声あり)

では日時ですが、先方から希望日時として、8月18日、21日、12日ということで3日間の希望が載っていますが、この日にちについての決定をまずお願ひします。

(以下、日程調整)

それでは21日の午後の時間帯ということで先方と時間を詰めたいと思います。それから併せて当日の運営方法ですが、どうしましょうか。私の案とすれば、どなたかに、事務局でも議員の中でも進行役を決めていただいて、あと記録・報告。こういった仕事があるのですがどうしましょうか。

(「司会は正副委員長で」という声あり)

良いかな。はい。記録があるのですが…。では私の方で指名してよろしいでしょうか。では司会を田畑副委員長にお願いして、私から挨拶させていただいて、記録については足立委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ということで、重要案件の意見交換会については8月21日の午後で時間設定をして、進行については田畑副委員長、記録については足立委員ということで。場所については、全協室、委員会室を含めてまた決定しますので、よろしくお願ひします。

もう1点。市民や議員の傍聴については、構いませんよね。

(「はい」という声あり)

はい、では傍聴可ということで、全協室で。21日の午後に時間設定をします。澁谷委員。

澁谷委員

この内容ですが、プラスチックを燃やせるごみへの変更についてということで、取り下げになりましたよね、報告があったようなことと、違うの。これも審議しなければいけないということか。

それと「市民の分別と徹底について」について、本来は議会に言われてもどうなのかということもあるわけですよ。受けているけど、本来これは執行部と協議されて上手くいかないのだから議会にも聞いてくれということで審議してということなら分かるのだけど。その中でこの団体は執行部とどういう話をされているのかというのは全く見えてないですよ。議会側が承っても執行権があるわけではないから、お聞きして執行部へどのように持っていくのかというのが、ちょっと見えてないのですが。その辺は委員長がお話されたという話だったので、その辺をお聞かせいただけますか。

芦谷委員長

中身については全くよく分からないのですが、とにかく初めての案件なので胸襟を開いて先方の団体から意見を聞いて、いま言いましたように執行部の係る案件もあるのですが、とにかく聞いてみて、場合によってはそれをそのまま執行部に申し送るということもあると思うのですが、一応議会としては窓口を開いて聞こうという考えです。

澁谷委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

1点目の件はエコクリーンセンターでプラスチックごみを焼却処分する計画があると聞いているが具体的にどうかという質問なので、こ

の辺は委員会として正確にエコクリーンセンターなり環境課なりに聞いておかないと答えることも出来ないというようなことになりはしないかという気がしています。執行部を呼んでくるわけにいかないし。飽くまでも議会との交換会なので。事前にその辺は正確な情報を聞いておく必要があるのではないかなと思って発言しました。

芦谷委員長

はい、これについては事前に少し調査をしておいて、ざっくりばらんところで執行部の考え方等も説明する中で、もっぱらこの団体のほうから要望として聞こうというスタンスでやりたいと思います。ですからこのプラスチックごみの件については一応、市民生活部やあるいは広域組合の様子は聞いておいて、説明出来る範囲で説明するということにしたいと思います。

それと、もう1点、先日の視察の報告です、別紙のとおりまとめられました。ご意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

以上で終わってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では今日の調査会を終わります。ありがとうございました。

[12時10分 閉議]

浜田市議会調査会規程第6条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫